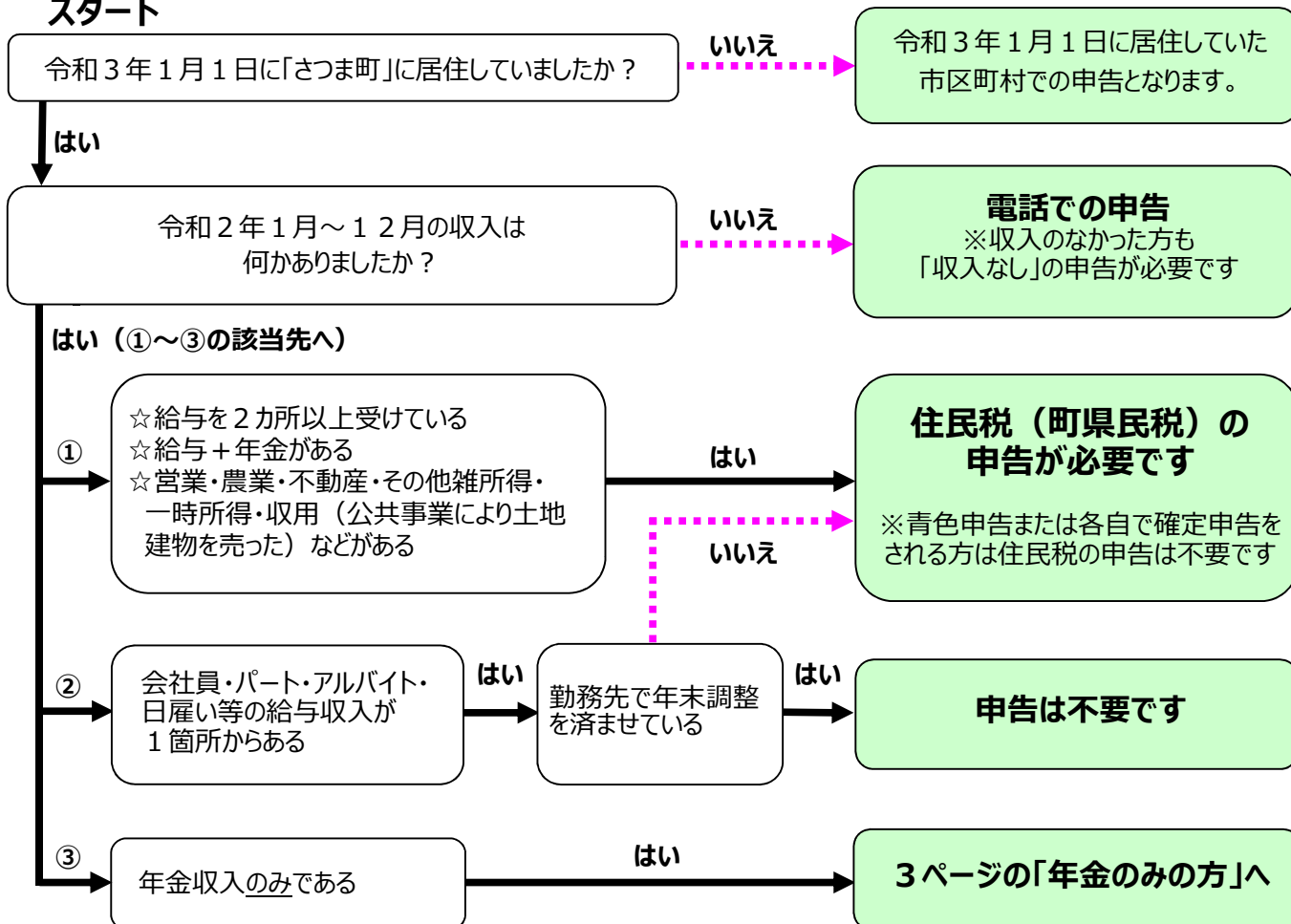


《申告が必要かどうか確認してみましょう》

下図を参考に申告が必要かどうか確認し、申告が必要な方は4～5ページの「令和3年度 町民税・県民税 申告日程表」で該当する公民会を確認のうえ、各申告会場で申告をしてください。

スタート



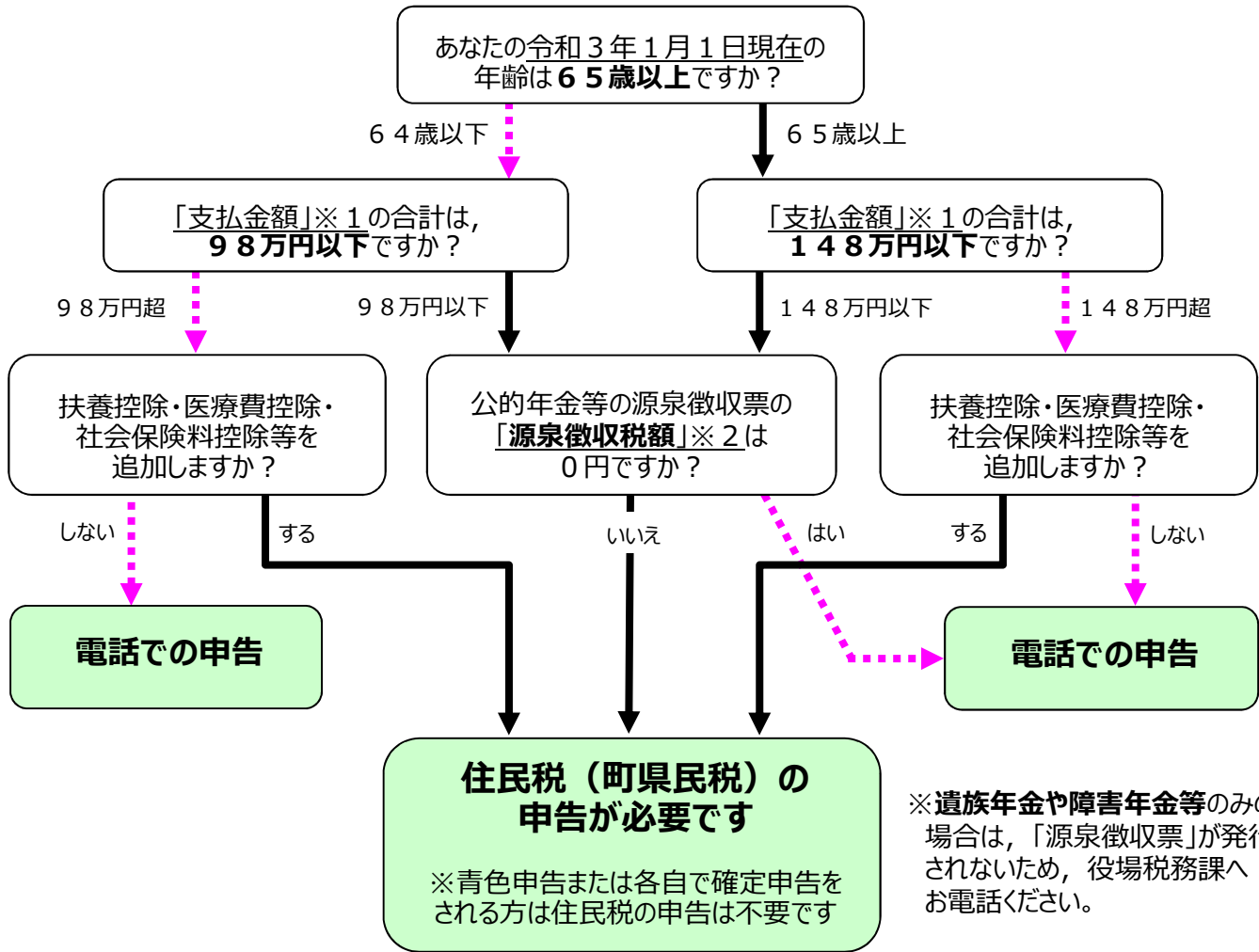
(注)

- ・ 所得証明書等を申請される場合は、申告が必要です。
- ・ 土地や建物等の譲渡があった方（売った方）は、申告が必要です。
- ・ 生年月日が平成14年4月2日以降の被扶養者の方は申告は不要ですが、収入がある場合等は申告が必要となる場合があります。
- ・ 株式譲渡・配当等の申告は、税務署を案内させていただく場合もあります。

【所得税の確定申告が必要な方】

- ① 公的年金等の収入金額の他に20万円を超える所得のある方、年金収入額が400万円を超える方や事業所得・不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方
(公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は確定申告不要となりましたが、町県民税の申告は必要です。)
- ② 年末調整をした給与以外の所得が20万円を超える方
- ③ 給与を2ヶ所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の合計額が20万円を超える方
- ④ 源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納めすぎになっている場合で、還付を受けるための申告をする方

《年金のみの方》



【源泉徴収票の見本】

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ)	氏名	生年月日	個人番号
区分	支 払 金 額	源泉徴収税額		
所得税法第203条の3第1号適用分				
所得税法第203条の3第2号適用分				
所得税法第203条の3第3号適用分				
所得税法第203条の3第4号適用分				
本 人	控除対象扶養親族の数	障害者控除の対象者の数	障害者の数	社会保険料の額
特別障害者	一般 老人	特定 老人 その他	特別 その他	千 円
源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族		
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
支払者	法人番号	所在地	名称	電話番号

令和2年分の源泉徴収票であることを確認してください。
(注)「支払通知書」とは異なります！

※1「支払金額」を確認してください。源泉徴収票が複数（企業年金・農業者年金他）ある場合は合計を確認してください。

※2「源泉徴収税額」の金額を確認してください。
(注) 源泉徴収税額が各種控除を追加して計算した所得税額よりも高額であれば、所得税の確定申告をすることにより、還付を受けられる場合があります。

◇申告を受ける際は、必ず「源泉徴収票」をご持参ください。